

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院内部統制に関する規程

平成 30 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、役員（監事を除く。）の職務の執行が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 180 号）他の法令等に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員及び職員の倫理等)

第 2 条 法人は、役員及び職員の倫理指針等を策定するものとする。

(中期計画等の策定及び評価)

第 3 条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関し、次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進)

第 4 条 法人は、内部統制の推進を図るため、内部統制を担当とする組織として、経営管理会議委員を構成員とする内部統制推進会議を置き、その会議の庶務は、総務人事課が行う。

- 2 内部統制に関する重要事項は、内部統制推進会議において審議するものとし、理事長が必要と認める場合は、理事会に諮るものとする。
- 3 理事長より指名を受けた理事等は、内部統制の推進のため必要に応じて、職員との面談及びモニタリングを実施する。
- 4 法人は、職員等に対し、内部統制の推進に関する研修を行う。
- 5 法人は、業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係る確認体制を構築する。

(リスク評価と対応)

第5条 法人は、リスク評価と対応を行うため、リスクへの適切な対応方針等を整備するものとする。

2 法人は、法人における反社会的勢力による被害を防止するとともに、法人の社会的責任を果たすため、反社会的勢力への対応方針等に関する規程等を整備するものとする。

(情報伝達及び情報システム)

第6条 法人は、業務の効率化及び情報伝達の適正のため、情報伝達及び情報システムに関する体制、規程等を整備するものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護)

第7条 法人は、情報を適正に管理するため、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査)

第8条 法人は、監事監査を効率的かつ効果的に行うため、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査)

第9条 法人は、内部監査を実施するものとする。この場合において、内部監査の結果及び改善措置状況は、理事長に報告するとともに理事長が必要と認める場合は、その状況について内部統制推進会議において審議する。

(内部通報・外部通報)

第10条 法人は、法令違反の是正及びその未然防止を図るとともにコンプライアンスの推進を図るため、内部通報及び外部通報に関する体制を整備するものとする。

(入札・契約)

第11条 法人は、法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約業務を適切に行うため、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分)

第12条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開)

第13条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒)

第 14 条 法人は、職員の仕事、懲戒等を適正に行うため、規程等を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。